

岩倉市工事検査基準

(趣旨)

第1条 この基準は、岩倉市が行う建設工事の検査を適正に実施するため、岩倉市工事検査要領第7条第4項の規定に基づき、検査の技術的な基準を定める。

(検査方法)

第2条 検査は、次のとおり行うものとする。

(1) 可視部分の検査

可視部分については、原則として検査職員が実測検査し、出来形を確認する。

出来形については、実測するとともに施工管理データ（品質管理、出来形管理、工事写真をいう。）により検査する。

ただし、可視部分でも実測が困難な部分については、施工管理データにより検査する。

(2) 不可視部分の検査

不可視部分の出来形と品質は、施工管理データ及び監督職員による立会段階確認の有無、出来形確認写真等により検査する。

(3) 使用材料の検査

使用材料の品質、規格、数量については、品質管理データ、品質証明書又は実測により検査する。

(4) 機械設備等の検査

機械設備等の機能、性能については、実際の操作により検査する。

(5) 構造物等機能の検査

構造物又は付属設備等の機能については、実際に稼働させて検査する。

(6) その他

(出来ばえ) 仕上がり面、通り、すり付けなどの程度及び全体の外観を検査する。

(跡片付け) 工事完了後の現場整理状況や、起終点の取り付け状況等を確認する。

(判定基準)

第3条 この検査の結果による合格値は原則として、土木工事については愛知県建設局監修「工事標準仕様書」に定める「土木工事施工管理基準」により、建築工事については国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書」により適否の判断を行うものとする。

(その他)

第4条 この基準に記載のない工種又は、この基準に定めていない軽微なものについては、検査職員の判定によるものとする。

附 則

この基準は、平成25年6月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和2年10月1日から施行する。